

事例紹介

東京インテリア家具からの確約計画の申請を公取委が認定した事案

認定日	令和6年1月25日
事業者	株式会社東京インテリア家具
参照法令	独占禁止法19条(同法2条9項5号(優越的地位の濫用))
違反被疑行為の概要	<p>東京インテリア家具は、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>
確約計画の概要	<p>(1) 次の事項を取締役会で決議すること。</p> <p>ア 違反被疑行為を取りやめていることを確認すること。</p> <p>イ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。</p> <p>(2) (1)に基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。</p> <p>(3) 違反被疑行為に関する納入業者における金銭的価値を回復すること。</p> <p>(4) 違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。</p> <p>(5) 次の事項を行うために必要な措置を講ずること。</p>

	<p>ア 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底</p> <p>イ 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査</p> <p>(6) (1)、(2)、(3)及び(5)の措置の履行状況を公取委に報告すること。</p> <p>(7) (4)の措置及び(5)イに基づいて講じた措置の履行状況を、今後 3 年間、毎年、公取委に報告すること。</p>
公取委の認定	<p>公取委は、確約計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。</p> <p>(1) 措置内容の十分性</p> <p>ア 確約計画に記載の措置の内容は、近時の排除措置命令で独占禁止法 19 条(同法 2 条 9 項 5 号(優越的地位の濫用))の規定に違反すると認定された事案における排除措置の内容を全て含んでいる。</p> <p>イ 金銭的価値の回復措置((3)は、納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果があるものであるとともに、違反被疑行為の再発防止につながるものである。</p> <p>…確約計画の認定時点において、納入業者のうち約 120 社に対し、総額約 1 億 6600 万円が見込まれる</p> <p>ウ 以上を踏まえれば、本件においては、確約計画に記載の措置の内容は、措置内容の十分性を満たすと判断した。</p> <p>(2) 措置実施の確実性</p> <p>東京インテリア家具は、確約計画においてコンプライアンス体制の整備を措置に含めていること、措置の内容ごとに実施期限を設けていること、また、当該措置の履行状況の報告を行うこととしていることから、確約計画は実施期限内に確実に実施されると判断した。</p>
参照 URL	https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240125_dai1.html

事例紹介

Google LLC からの確約計画の申請を公取委が認定した事案

認定日	令和6年4月22日
事業者	Google LLC
参照法令	独占禁止法3条(私的独占)又は同法19条(不公正な取引方法2項(その他の取引拒絶)又は同法14条(競争者に対する取引妨害)
違反被疑行為の概要	<p>Google LIC は、平成22年7月27日、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド(GAPAC)を通じてヤフーとの間で「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」(GSA)を締結し、GSAに基づき、検索エンジン及び検索連動型広告の技術を提供し、ヤフーは、Google LIC から提供された技術を用いて、モバイル端末向けのウェブサイトの運営又はアプリケーションを提供する事業者(ウェブサイト運営者等)との間でモバイル・シンジケーション取引を行っていた。また、Google LIC は、自社の技術を用いて、モバイル・シンジケーション取引*を行っている。</p> <p>Google LIC は、平成26年11月1日、GSAを、GAPAC及び自社の子会社であるグーグル合同会社を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引*を行うことを困難にしていた。</p> <p>*モバイル・シンジケーション取引とは、検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。</p>
確約計画の概要	<p>(1) 次の事項をマネージング・メンバーによって決議すること。</p> <p>ア 上記行為をとりやめていることを確認すること</p> <p>イ ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る、GSAに置き換わる契約(本件契約)に基づく技術の提供を制限しないこととし、この措置を今後3年間実施すること。ただし、合理的理由があるとして、公取委が事前に承認した場合を除く</p> <p>(2) (1)に基づいて採った措置をヤフーに対して通知するとともに、グーグルグループの関連従業員に周知徹底すること。</p> <p>(3) ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る本件契約に基づく技術の提供を制限しな</p>

	<p>いこととし、この措置を今後3年間実施すること。ただし、合理的理由があるとして、公取委が事前に承認した場合を除く。</p> <p>(4) 本件契約に基づくモバイル・シンジケーション取引について、ヤフーとの間で、引き続き、独自性を確保する手段及び情報分離を確保する手段を講じることとし、この措置を今後3年間実施する。</p> <p>(5) 次の事項を行うための措置を講じること。</p> <p>ア 本件契約に基づくモバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び関連従業員に対する周知徹底</p> <p>イ 本件契約に基づくモバイル・シンジケーション取引に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供に関する独占禁止法遵守についての関連従業員に対する定期的な研修及び外部専門家の監督に基づく定期的な監査</p> <p>(6) (1)、(2)及び(5)の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。</p> <p>(7) (3)及び(4)の措置並びに(5)イに基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。</p>
公取委の認定	<p>公取委は、確約計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。</p> <p>(1) 措置内容の十分性</p> <p>確約計画に記載の措置の内容は、違反被疑行為を取りやめていることの確認及び将来不作為についての意思決定機関による決議((1))、ヤフーへの通知及びグーグルグループの関連従業員への周知徹底((2))、将来不作為((3))を含んでおり、違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分な措置であると判断した。なお、ヤフーとの間で、引き続き、独自性を確保する手段及び情報分離を確保する手段を講じるとする措置の内容((4))は、独占禁止法違反行為の未然防止に資するものであり、有益な措置である。</p> <p>(2) 措置実施の確実性</p> <p>Google LLCは、確約計画において、コンプライアンス体制の整備を措置に含めていること、措置の内容ごとに実施期限を設けていること、また、当該措置の履行状況の報告を行うこととしていることから、確約計画は確実に実施されると判断した。</p>
参照 URL	<p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422_digijyo.html</p>

事例紹介

シスメックス株式会社からの確約計画の申請を公取委が認定した事案

認定日	令和7年2月13日
事業者	シスメックス株式会社
参照法令	独占禁止法19条(不公正な取引方法第10項(抱き合わせ販売等))
違反被疑行為の概要	シスメックス株式会社は、遅くとも平成元年8月頃以降、令和6年7月頃までの間、特定血液凝固測定装置(以下「装置」という。)によりある成分を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させることを基本方針として定めて、病院等に対して、装置を供給するにあたり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。
確約計画の概要	<p>(1) 次の事項を取締役会で決議すること。</p> <p>ア 違反被疑行為をとりやめていることを確認すること</p> <p>イ 自社の装置及び凝固試薬に関して、違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後5年間実施すること。</p> <p>(2) (1)に基づいて採った措置を、装置の使用先病院等及び装置を販売する卸売業者に対して通知し、かつ、装置及び指定試薬の販売事業に係る役員及び従業員に周知徹底すること。</p> <p>(3) 自社の装置及び凝固試薬に関して、違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後5年間実施すること。</p> <p>(4) 次の事項を行うために必要な措置を講じること。</p> <p>ア 自社の装置及び凝固試薬の販売事業に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の装置及び凝固試薬の販売事業に係る役員及び従業員に対する周知徹底</p> <p>イ 自社の装置及び凝固試薬の販売事業に関する独占禁止法の遵守についての自社の装置及び凝固試薬の販売事業に係る役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査</p> <p>ウ 独占禁止法に違反する可能性がある行為について、自社の装置及び凝固試薬の購入先病院等からの相談を受け付ける窓口の設置</p> <p>(5) 前記(1)から(4)までの措置の履行についての監視を、第三者(公正取引委員会が承認した者に限る。)に委託すること。</p> <p>(6) 前記(1)、(2)及び前記(4)の措置の履行状況を、公正取引委員会に対し、前記(5)で委託した第三者に報告させること。</p> <p>(7) 前記(3)の措置及び前記(4)イに基づいて講じた措置の履行状況を、今後5年間、毎年、公正取引委員会に対し、前記(5)で委託した第三者に</p>

	<p>報告させること。</p> <p>(5) 今後 5 年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。</p>
公取委の認定	<p>公正取引委員会は、次のとおり、事業者の提出した確約計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。</p> <p>(1) 措置内容の十分性</p> <p>確約計画に記載の措置の内容は、違反被疑行為の取りやめの確認及び将来不作為についての取締役会決議、使用先病院等及び卸売業者への通知並びに自社の役員及び従業員への周知徹底、自社の全ての血液凝固測定装置及び凝固試薬を対象とした将来不作為、購入先病院等から相談を受け付ける窓口を設置することを含んでおり、違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分な措置であると判断した。</p> <p>(2) 措置実施の確実性</p> <p>事業者は、確約計画において、独占禁止法のコンプライアンス体制の整備を措置に含めていること、措置の履行についての監視を第三者(公正取引委員会が承認した者)に委託し、措置の履行状況に関する公正取引委員会に対する報告を当該第三者に行わせること及び措置の内容ごとに実施期限を設けていることから、確約計画は確実に実施されると判断した。</p>
参照 URL	https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250213_dai4_1.pdf